

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年8月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300220号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400024号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を33万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者は、請求期間の賞与について、「当時、当該事業所は、経営が悪化しており、賞与を6回に分けて、給与に乗せて支給する『分割払い』にて支給されていた。」と記憶している上、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録

及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 33 万 2,870 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 33 万 2,870 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 33 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300228号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400025号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成21年7

月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 14 万 629 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 14 万 629 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 14 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300229号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400026号

第1 結論

- 1 請求者のA社(平成20年4月以降はA'社)における平成19年7月2日の標準賞与額を29万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA'社における平成21年7月31日の標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月
② 平成21年7月

請求期間①及び②について、A社(A'社)から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者が所持する家計簿において確認できる平成19年7月2日に支給された賞与の支給額及び手取額の記載により、請求者は、A社から平成19年7月2日に29万1,060円の賞与の支払を受け、当該賞与から29万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成23年に解散しており、代表清算人であった者は、給与事務及び社会保険事務には関わっておらず、請求期間①当時の資料の所在も不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだB社は、請求期間①当時の資料を保管していない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、商業・法人登記簿謄本により、請求期間②当時にA'社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者（以下「代表清算人」という。）、及び請求期間②当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間②に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書（通知）」（平成21年4月4日付）には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認できる上、請求者が所持する家計簿には、平成21年7月31日付けの給与及び賞与について、同月以後の給与に賞与を6分割した金額が含まれている旨の記載が確認でき、いずれも上述の代表清算人及び請求期間②当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成21年7月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成21年12月30日）は誤りであり、事業主は、平成21年7月31日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、請求者が所持する家計簿における賞与の記載、上述の平成21年12月30日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は16万6,320円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成21年7月31日を支払日とする16万6,320円の賞与の支払を受け、当該賞与から16万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間②当時の事務担当者は、請求期間②に係る賞与について、平成21年7月31日ではなく、平成21年12月30日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300231号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400027号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を9万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、請求者及び複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、請求者が所持する平成 21 年 7 月分賞与に係る支給明細書により、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 9 万 5,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 9 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300255号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400028号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を6,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 6,500 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 6,500 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400023号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400029号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年6月30日から同年7月1日に訂正し、令和2年6月の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

令和2年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年6月30日から同年7月1日まで

A社からC社へ令和2年7月1日付けで異動した。年金記録によると、当初、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は令和2年6月30日と記録され、その後に令和2年7月1日に訂正されているが、当該訂正後の記録は厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する賃金台帳、C社が保管する賃金台帳及び給与支給明細書並びに両社の回答から判断すると、請求者は請求期間において、A社及びその関連会社に継続して勤務し(令和2年7月1日にA社からC社に転籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における令和2年5月の厚生年金保険の記録及び給与支給明細書において確認できる請求者の令和2年6月分の厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って年金事務所に届出し、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に同資格喪失日を訂正する旨の届出を行ったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。